

岐阜県公報

第二千四百六十五号
平成二十五年七月二十六日

(金曜日)

目次

告示

- 有害興行の指定 (男女参画青少年課) 四九九ハ
- 保安林に指定する予定である旨の通知 (治山課) 五〇〇
- 道路の区域変更 (道路維持課) 五〇〇
- 関都市計画道路事業の認可 (街路公園課) 五〇〇
- 高山都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (同) 五〇一
- 保安林の指定予定 (恵那農林事務所) 五〇一

公示

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環境生活政策課) 五〇一
- 介護保険指定居宅サービス事業所の指定 (高齢福祉課) 五〇四
- 介護保険指定居宅サービス事業所の廃止 (同) 五〇五
- 介護保険指定居宅介護支援事業所の指定 (同) 五〇五
- 介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止 (同) 五〇五
- 介護保険指定介護予防サービス事業所の指定 (同) 五〇五
- 介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止 (同) 五〇六
- 岐阜県労働委員会使用者委員の補欠委員候補者の推薦 (労働雇用課) 五〇七
- 職業訓練指導員試験の実施 (産業技術課) 五〇八
- 大規模小売店舗の新設の届出に関する件 (商業流通課) 五〇九
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (同) 五〇九
- 落札者等に関する公示 (会計課) 五一一

告示

岐阜県告示第三百七十一号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十五年七月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種別	題名	等	配給会社名	等
映画	裸色の口づけ		オーピー映画	画
映画	監禁いんらん遊戯		オーピー映画	画
映画	和服女将の乱れ髪		オーピー映画	画
映画	またがる義母 息子が欲しい		大蔵映画	画
映画	兄嫁 禁断の誘い		新東宝映画	画
映画	ヌナツク桃子 同窓の宿		新日本映画	画
映画	肉欲囃 ナマでちようだい		新東宝映画	画
映画	悪液まみれの花嫁		オーピー映画	画
映画	アンターショットク (原題)AFTERSHOCK		松竹	画

2 指定年月日

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる
ときは翌日

平成二十五年七月二十六日

平成25年7月26日

3 遊休地

遊休地を遊休地として管理し、又は遊休地を遊休地として管理することを阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第三百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年七月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市宮川町西忍字かんさは八九、九〇、九二から九五まで、字そいがそ一一〇、一一一、字あわら平一三三九、一三四〇の一、一三四二の一、字やちヶ谷一五七三の五・一五七三の六・一五七六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一五七三の四、一五七四の一、一五七四の二、一五七七から一五八〇まで、一五八五の一、一五八五の二、一五八六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年七月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道	百五十八号	高山市丹生川町旗鉾字大日影山二二四一番一地从先から 同市丹生川町久手字牧ノ外一番二〇地先まで	前A 後A	九七〇 二四〇 九七〇 二四〇	九七〇 二四〇 九七〇 二四〇	A及びBは係図に示す敷地の区分をい

岐阜県告示第三百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、関都市計画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

関市

二 都市計画事業の種類及び名称

関都市計画道路事業 三・五・二十四号 坂田関線

<p>三 事業施行期間 平成二十五年七月二十六日から 平成二十八年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 岐阜県関市大字池尻字高山、野畑及び反松地内 使用の部分 なし</p> <p>岐阜県告示第三百七十五号</p>	<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、高山都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二條第一項の規定により、次のとおり告示する。</p> <p>平成二十五年七月二十六日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>一 施行者の名称 高山市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十二年岐阜県告示第四十四号 高山都市計画道路事業 三・四・十四号西之一色花岡線</p> <p>三 事業施行期間 平成二十三年一月二十五日から 同 二十八年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>	<p>岐阜県告示第三百七十六号</p> <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。</p>
<p>平成二十五年七月二十六日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>一 保安林予定森林の所在場所 恵那市笠置町姫栗字鶴ヶ根一五七一の二四、一六〇九の一</p> <p>二 指定の目的 落石の危険の防止</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐は、択伐による。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>() 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県恵那農林事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。()</p>	<p>公 示</p> <p>特定非営利活動法人の定款変更認証申請</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。</p> <p>平成二十五年七月二十六日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>一 申請のあつた年月日 平成二十五年七月一日</p>

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人相続・遺言あんしんねっつ
 三代 表 者 の 氏 名 栗原 健治
 四 主たる事務所の所在地 岐阜市美江寺町二丁目一番地 蚕糸会館ビル一階
 五 定款に記載された目的 この法人は、市民が心豊かに充実した生活を送れるよう、相続・遺言・財産管理等の相談及び生活支援を行うことにより、人権と財産権を擁護し、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年七月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十五年七月十日
 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人グリーンウッドワーク協会
 三代 表 者 の 氏 名 小野 敦
 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃市二九七三番地一
 五 定款に記載された目的 この法人は、人力で生木を加するグリーンウッドワークを新しいものづくりの手法と位置づけ、広く一般市民木工をはじめとするものづくりに携わる人々、環境保護や教育に携わる人々、身体に障がいを持つ人々やそれらの人を支える人々などに対して、実演や技術指導などの事業を行い、市民の文化的生活上、自然環境の保全、子どもの健全な育成、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非

営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年七月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十五年七月十一日
 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人どれみ
 三代 表 者 の 氏 名 牧野 洋子
 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市落合一〇〇五番地の三
 五 定款に記載された目的 この法人は、介護を必要とする高齢者とその介護者及び子育て中の親権者に対して、在宅介護に関わる支援サービスと子育てに関する事業を行い、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年七月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十五年六月二十七日
 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人心泉会
 三代 表 者 の 氏 名 仲村 正巳
 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市蘇原奥田町四丁目四番地の一
 五 定款に記載された目的 この特定非営利活動法人（以下「法人」という。）は、利用者の意向を尊重して、多様なサービスが総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において

営むことができるよう支援することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年七月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十五年七月八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぎふ福祉サービス利用者センター
びーすけつと

三 代表者の氏名 飯尾 良英

四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市三井北町三丁目七番地

五 定款に記載された目的 この法人は、中立公正な第三者の立場に立つて、保健・福祉並びに介護保険サービス利用者の利益と権利を擁護するため、サービスの評価と情報提供を行うと共に、サービス利用に関する相談等に応じ、利用者の生活上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年七月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十五年七月五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜県居宅介護支援事業協議会

三 代表者の氏名 立木 孝幸

四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞穂市別府一九三番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、指定居宅介護支援事業に関わる事業者及び介護支援専門員等が、本来の職種、職域、利害を超えて連携し、充実したサービスを提供するための支援を図り、介護サービスの利用者に対して質の高いサービスを提供する環境を整えることにより、岐阜県の高齢者福祉の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年七月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十五年六月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ほこあぼこ

三 代表者の氏名 小酒井 みよ子

四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市八幡町島谷六番地

五 定款に記載された目的 この法人は、障がいを持つ人々が住みなれた地域で安心して生活を営むことができるよう、グループホーム・ケアホームの設置・運営を行うと同時に、豊かな社会生活を送るために必要な支援を行い、関係諸団体との連携体制を構築して、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項

の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年七月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年七月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人こども見守り隊
- 三 代表者の氏名 渡邊 直文
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県不破郡垂井町府中二二八三番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、垂井町に暮らす住民の安全、とりわけこどもに対して通学路の安全を確保することを第一に、垂井町の地域安全まちづくり自ら参画し、行政、事業者・企業などと協働して危険抑止に関する事業を行い、「より安全・安心度の高いまち・垂井」を実現することに寄与することを目的とする。

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十条第一項の規定に基づき同法第四十条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年七月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指月日
社会福祉法人 恵母の会	地域密着型特別養護老人ホーム「かいさいの華」ショートステイ	岐阜県海津市平田町野寺一〇九二一	短期入所生活介護	平成 二五・六・一
合同会社C1	デイサービス	岐阜県本巢郡北方町東加茂	通所介護	平成

株式会社ルークエ	介護予防ジム きぼう	岐阜県山県市東深瀬五八五	通所介護	平成 二五・六・一
有限会社 大垣写真製版	有限会社 大垣写真製版	岐阜県大垣市三津屋町五二二二二	通所介護	平成 二五・六・一
株式会社 昭電工業	茶話本舗 サービス御嵩宿亭	岐阜県可児郡御嵩町宿二二八二一	通所介護	平成 二五・六・一
シエア株式会社	中津川だんだんデイサービス	岐阜県中津川市新町六番二四号	通所介護	平成 二五・六・一
株式会社サン太陽	サン太陽ホーム中津川	岐阜県中津川市中津川字上金往還上二二三四番地二六	特定施設入居者生活介護	平成 二五・六・一
企業組合労働センター事業団	企業組合労働センター事業団 岐阜東濃事務所	岐阜県多治見市金山町五一金山ビル二階	福祉用具貸与	平成 二五・六・一
有限会社メダボ	有限会社メダボ	岐阜県多治見市音羽町二二二一	福祉用具貸与	平成 二五・六・一
株式会社涼風	ケアサポートひなた	岐阜県各務原市那加新加納町二二一五番地一	訪問介護	平成 二五・六・一
株式会社パー トナー	訪問介護ステーションまごころ	岐阜県多治見市太平町三丁目一五番地	訪問介護	平成 二五・六・一
株式会社 スマイリーサポート	こもれびの里	岐阜県揖斐郡大野町瀬古字沢野屋敷六一四番地一	訪問介護	平成 二五・六・一
Over	S.Reha 本巢	二丁目四三番		二五・六・一

企業組合労働センター事業団	企業組合労働センター事業団 岐阜東濃事務所	岐阜県多治見市金山町五一 金山ビル二階	特定福祉用具販売	平成 二五・六・一
有限会社メテボ	有限会社メテボ	岐阜県多治見市音羽町二二二二一	特定福祉用具販売	平成 二五・六・一

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十八号第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年七月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名 有限会社 金花堂	事業者の名称 あおぞらデイサービス	事業所の所在地 岐阜県関市上白金六二二番地サンビレッジシロカネ一階	サービスの種類	廃止年月日 平成 二五・六・三〇
日産工業株式会社 有限会社元氣	レッツ倶楽部 下呂白樺 訪問看護ステーションシヨンげんき	岐阜県下呂市萩原町上呂八五〇一 岐阜県各務原市新鷺沼台三丁目六番地	通所介護 訪問看護	平成 二五・六・三〇 平成 二五・六・三〇

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十九条第一項の規定に基づき同法第四十六条第一項の指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定

により次のとおり公示する。

平成二十五年七月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 株式会社パー トナー	事業者の名称 ケアプランセンターまごころ	事業所の所在地 岐阜県多治見市太平町三丁目一五番地	サービスの種類	指月日 平成 二五・六・一
合同会社あさ ぬず介護サービス	あさぬず介護サービス	岐阜県下呂市萩原町尾崎字下松本六番地五	居宅介護支援	平成 二五・六・一

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第八十五号第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年七月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 社会福祉法人 萱垣会	事業者の名称 みなみ在宅介護支援センタ	事業所の所在地 岐阜県中津川市中津川二九七五	サービスの種類	廃止年月日 平成 二五・六・三〇
----------------------	------------------------	---------------------------	---------	------------------------

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百五十二条第一項の規定に基づき同法

第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年七月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定期月日
合同会社C1over	デイサービスS・Reha本業	岐阜県本巣郡北方町東加茂二丁目四三番	介護予防通所介護	平成二五・六一
株式会社ルーチェ	介護予防ジムきぼつ	岐阜県山県市東深瀬五八五	介護予防通所介護	平成二五・六一
有限会社大垣写真製版	有限会社大垣写真製版	岐阜県大垣市三津屋町五二二二	介護予防通所介護	平成二五・六一
株式会社サン太陽	サン太陽ホーム中津川	岐阜県中津川市中津川字上金往還上二三四番地二六	介護予防特定施設入居者生活介護	平成二五・六一
企業組合労働センター事業団	企業組合労働センター事業団 岐阜東濃事務所	岐阜県多治見市金山町五一金山ビル二階	介護予防福祉用具貸与	平成二五・六一
有限会社メテポ	有限会社メテポ	岐阜県多治見市音羽町二二二二一	介護予防福祉用具貸与	平成二五・六一
株式会社涼風	ケアサポートひなた	岐阜県各務原市那加新加納町三二一五番地一	介護予防訪問介護	平成二五・六一
株式会社パートナー	訪問介護ステーションまご	岐阜県多治見市太平町三丁目一五番地	介護予防訪問介護	平成二五・六一

株式会社 スマイリーサポート	こもれびの里	岐阜県揖斐郡大野町瀬古字沢野屋敷六一四番地一	介護予防訪問介護	平成二五・六一
企業組合労働センター事業団	企業組合労働センター事業団 岐阜東濃事務所	岐阜県多治見市金山町五一金山ビル二階	特定介護予防福祉用具販売	平成二五・六一
有限会社メテポ	有限会社メテポ	岐阜県多治見市音羽町二二二二一	特定介護予防福祉用具販売	平成二五・六一

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定に基づき指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年七月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社 金花堂	あおぞらデイサービス	岐阜県関市上白金六二二番地サンビレッジシロカネ一階	介護予防通所介護	平成二五・六三〇
日産工業株式会社	レッツ倶楽部 下呂白樺	岐阜県下呂市萩原町上呂八五〇一	介護予防通所介護	平成二五・六三〇
有限会社元気	訪問看護ステーションげんき	岐阜県各務原市新鷺沼台三丁目六番地	介護予防訪問看護	平成二五・六三〇

岐阜県労働委員会使用者委員の補欠委員候補者の推薦

岐阜県労働委員会委員のうち、使用者委員に一名の欠員が生じるので、補欠委員を任命するため、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十九条の十二第三項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、次のとおり使用者委員の補欠の委員候補者の推薦を求める。

平成二十五年七月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 推薦団体

岐阜県の区域のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことが主な目的又は業務の主要な部分である使用者団体

二 被推薦者

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

三 推薦受付期間

平成二十五年七月二十六日（金）から

同 年八月二十六日（月）まで

四 推薦手続

使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を岐阜県商工労働部労働雇用課に提出すること。

- 1 別記様式の推薦書
- 2 被推薦者の履歴書

別記様式

年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

事務所所在地

団 体 名

代 表 者 氏 名

印

印

第43期岐阜県労働委員会使用者委員の補欠委員候補者の推薦について

第43期岐阜県労働委員会使用者委員の補欠委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年 齢	所 属 団 体 及 び 地 位	所 属 会 社 及 び 地 位	備 考

職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。）第四十五条第二項の規定により公示します。

平成二十五年七月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 試験を実施する免許職種

規則別表第十一に掲げる免許職種

二 試験の科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

三 受験資格

職業能力開発促進法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者。ただし、規則第四十六条の規定により、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限りません。

なお、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができません。

1 成年被後見人又は被保佐人

2 禁錮以上の刑に処せられた者

3 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

四 試験の免除

規則第四十六条の表の上欄に該当する者又は規則別表第十一の三の試験の免除を受けることができる者の欄に該当する者には、それぞれの表の下欄に掲げる実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部を免除します。

五 試験の期日及び場所

平成二十五年十月十日（木）

岐阜市学園町二丁目三三番地

岐阜県人材開発センター

六 受験手続

1 提出書類

(一) 受験申請書

(二) 履歴書

(三) 写真二枚（申請前六か月以内に撮影した上半身、正面無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）

(四) 受験資格及び試験の免除資格を証する書類（合格証書、免許証等の写し）

(五) 戸籍抄本又は戸籍謄本（試験の免除資格を取得した後、氏名を変更した場合のみ必要）

2 受験手数料

次に掲げる額に相当する額の岐阜県収入証紙を受験申請書の岐阜県証紙貼付欄に貼り付け、納付してください（消印はしないでください。）。

学科試験 三千円

なお、受験申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合、受験しなかった場合いかなる理由があっても、手数料は返還しません。

3 申請書類の提出場所及び提出期間

千五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県商工労働部産業技術課

平成二十五年九月二日（月）から同月十一日（水）までです。

郵送の場合は、九月十一日までの消印のあるものに限り受け付けます。

七 合否判定の基準

満点の六割以上の得点がある場合は、合格とします。

八 合格者の発表の方法

平成二十五年十一月一日（金）に岐阜県商工労働部産業技術課前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者宛てに合格証書を交付して通知します（不合格者には通知しません。）。

また、この試験に合格した者には、申請（別途申請手数料が必要）によって職業訓練指導員の免許証が交付されます。

九 試験結果の提供

平成二十五年年度職業訓練指導員試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

- 1 提供する試験結果
職業訓練指導員試験の得点
- 2 提供期間
合格発表の日から一か月間
- 3 提供する場所
情報公開・個人情報総合窓口（県庁二階 電話〇五八 二七二 一一一 内線二九六）
- 4 提供を受けるために必要な書類等
試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。
（一）受験票
（二）運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ
- 十 その他
 - 1 受験申請用紙は、岐阜県商工労働部産業技術課において交付します。
なお、用紙の郵送を希望する場合は、百四十円分の切手を貼り、宛て先を明記した返信用封筒（角形二号）を必ず同封してください。
 - 2 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「指導員試験申請」と朱書してください。
 - 3 受験申請書を審査し、受験資格を認めるときは、後日受験票を送付します。
 - 4 この試験について不明な点は、岐阜県商工労働部産業技術課産業人材育成係（電話〇五八 二七二 一一一 内線三三三四）に問い合わせてください。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
なお、その届出書等は平成二十五年七月二十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

- 平成二十五年七月二十六日
岐阜県知事 古 田 肇
- 一 届出年月日
平成二十五年七月十六日
 - 二 届出者の氏名又は名称
株式会社クスリのアオキ
 - 三 建物の名称及び所在地
（仮称）クスリのアオキ岐阜県庁前店
岐阜市今嶺二丁目五番一号 外
 - 四 大規模小売店舗の新設日
平成二十六年四月一日
 - 五 店舗面積
一、七七八平方メートル
 - 六 駐車場の収容台数
七一台
 - 七 荷さばき施設の面積
五六平方メートル
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。
なお、その変更届出書等は平成二十五年七月二十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。
- 平成二十五年七月二十六日
岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年七月十六日

二 届出者の氏名又は名称

イオンリテール株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオンモール大垣

大垣市外野二丁目一〇〇番地

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 村井 正平

(変更後) 代表取締役 梅本 和典

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平 外六〇者

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本和典 外六九者

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年七月二十六日

岐阜県知事 古田 善

1 調達物品の名称及び数量 運転者管理用端末機器の賃貸借及び維持管理業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成25年4月25日

4 落札者を決定した日 平成25年6月6日

5 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

日本電子計算機株式会社

営業本部長 村上 善生

6 契約金額 176,891,400円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号